



平成 26 年 9 月 19 日

各 位

会 社 名 高砂熱学工業株式会社
(コード番号 1969 東証第 1 部)
代 表 者 役職名 取締役社長
氏 名 大内 厚
問合せ先責任者 役職名 取締役副社長
経営管理本部長
氏 名 島 泰光
TEL (03) 6369-8212
(URL <http://www.tte-net.co.jp>)

独占禁止法違反に関する再発防止策について

当社は、当社および当社関係者が北陸新幹線の設備工事の入札に関して独占禁止法違反の容疑により本年 3 月 4 日に東京地方検察庁から起訴された件（以下「本件」といいます。）に関し、本日、再発防止策を策定いたしましたので、次のとおり、お知らせいたします。

当社は、本件について、厳粛かつ真摯に受け止め、原因の究明など再発防止に必要な社内調査の実施と具体的な再発防止策の策定を進めるとともに、かかる再発防止策の実効性、客観性および透明性を確保するため、当社から独立した社外の有識者・専門家から構成される「社外調査委員会^注」を 3 月 4 日付で設置し、同委員会において、検討・審議を行ってまいりました。

この度、当社は、社外調査委員会から本件に関する提言書を受領し、本日開催の当社取締役会において、下記のとおり、当該提言書の内容を反映した再発防止策を実施していくこと、また、経営の強い決意として談合決別宣言を行うことを決議いたしました。

当社は、本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことにつき、心からお詫び申し上げるとともに、役職員一同、法令遵守のなご一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

^注社外調査委員会（敬称略）

委員長 深澤武久 （弁護士、深澤法律事務所、元最高裁判所判事）
委 員 鶴田六郎 （弁護士、鶴田六郎法律事務所、元名古屋高等検察庁検事長）
藤巻克平 （弁護士、藤巻法律事務所、当社社外監査役（委員会設置当時））

記

I. 再発防止策の概要

1. 経営トップのコミットメントとイニシアチブ

社長をはじめとする全経営幹部は、事業活動においてはコンプライアンスの遵守が大前提であるとの経営の基本姿勢を社内外に対して明確にするとともに、自らの行動においてこれを率先垂範する。また、適宜、従業員に向けてコンプライアンス遵守徹底のメッセージを発信する。

本件に対する反省とコンプライアンス遵守、とりわけ独占禁止法等競争法関連法令（日本国の独占禁止法、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関連する法律、刑法のほか、各国の競争法および関連法令をいい、以下「競争法」といいます。）の遵守および本再発防止策の徹底に関する経営の決意を、「談合決別宣言」（内容については、後記「II. 談合決別宣言」をご参照ください。）として再構築し、すべての役員および従業員に周知徹底する。また、当該宣言を当社ホームページ（<http://www.tte-net.co.jp>）にも掲載し、社会からの視線を常に意識し業務を遂行する。

2. 未然防止のための具体策

(1) 「グループ企業倫理綱領」の遵守の再徹底

第一歩として、当社グループの全役職員は、倫理規範・基本的な行動指針を定めた「グループ企業倫理綱領」を再認識し遵守を徹底するとともに、自主的・自律的に未然防止を図る意識を徹底する。

(2) 「競争法遵守基本規程」（以下「基本規程」といいます。）の制定

競争法遵守に関して実効性を確保していくことを目的に、より具体的な基本事項および組織体制を明確にした「基本規程」を新たに制定する。本基本規程は、後記(3)「競争法遵守マニュアル」および(4)「同業他社との接触ガイドライン」の基礎となる。

(3) 「競争法遵守マニュアル」の作成

「基本規程」を確実に理解し、行動の適正を担保することを目的に、競争法の概略説明や業務場面に応じた事例を盛り込んだマニュアルを作成し、早期に周知、意識付けを徹底するとともに、研修等で活用する。本マニュアルは社内ネットワークに掲載し、容易に参照可能な状態にする。

(4) 「同業他社との接触ガイドライン」の作成

同業他社との接触に関するルールを明確化し、役職員の遵法姿勢を鮮明にするとともに、営業活動に際し周囲の疑義を招くような不透明な行為を排除し、不正行為を根絶することを目的に、実務的に運営可能性やルールとしての効果など、実践を重ねたガイドラインを作成する。本ガイドラインは社内ネットワークに掲出し、容易に参照可能な状態にする。

(5) 「懲戒規程」の改定

競争法違反行為が就業規則の違反行為であり、懲戒免職を含む処罰対象となることをあらかじめ明確にしておくことにより抑止力を強化する。

(6) 競争法遵守教育の強化と充実

全役職員に競争法遵守の「意識と知識と行動」を浸透させ、定着させる。

① 経営陣の関わり方

経営トップのコミットメントを継続的に表明するために、経営陣が教育・研修に積極的に関与しリーダーシップを持つ。

② 支店長の競争法遵守への取組み確認

支店長がコンプライアンスに対し、経営トップの意向と自らの見識で、支店のトップとして強い関心をもって取り組む。

③ リスクの高い分野の管理職に対する研修

受注活動に直接的に関係する業務の管理職に対して、より業務に即し、適切な対応がとれるような研修を定期的を実施するとともに、リスク感知のためにも意見吸収を行う。

④ 業務における競争法への感覚・感応度の均質化

担当者各人の競争法への感覚・感応度の向上と均質化を企図した研修を実施する。また、感覚・感応度の向上により、他者の行動に対して内部通報等の適切な対応ができるよう自律的・自浄的な組織風土を醸成する。

⑤ 外部セミナーへの参加と成果の活用

外部のセミナーを利用し、社会動向の変化を取り入れ、当社の認識や立ち位置の確認、および方向の推測を行い、研修の固定化を排除する。また、研修の企画担当が外部セミナーを受講し、当社のレベルを確認するとともに、受講内容を当社の研修に活用する。

3. 探知と早期発見への具体策

(1) 業務プロセスの透明化

業務プロセスを開示し、いつでも第三者的な目によって検証される状況にし、リスクの早期発見のみならず、自律的・自浄的な組織風土を醸成する。

① 同業他社との接触記録の確認と保管

今後も、同業他社と接触せざるを得ない局面はありうるため、接触に関する記録化のルールを明確化し、保管することで、後々検証できることとしておく。

② 受注・入札プロセスの明確化

案件ごとの受注プロセスにおいて、違反行為がなかったかを確認し、管理の精度を高めるとともに、けん制の効果を高める。

③ 競争法等「法務相談窓口」の充実

判断に迷う場合の照会機能として法務部門に相談窓口を設置することに加え、各支店に一次受付を設け、気軽に相談できる環境をつくる。また、照会事例で類型化できるものは、前記2.(3)「競争法遵守マニュアル」および(4)「同業他社との接触ガイドライン」に反映する。加えて、競争法ならびに実務的な運用に詳しい弁護士と提携し迅速に対応できるようにしておく。

(2) 自主点検と監督強化によるモニタリングの励行

適切なモニタリングにより、意識の徹底と定着を通じて、業務効率と両立したリスク管理を可能にする。

① 自主点検

業務プロセス上の管理者による確認機能について、管理部門が自主点検を行い、自律的な自浄機能を高める。

② 内部監査もしくは法務部門によるモニタリング

内部監査もしくは法務部門による第三者的に厳格なモニタリングを実施し、効果を確実にする。

(3) 早期発見の補完策

上記(1)(2)を補完するために、各人の倫理意識とそれらを発揮する方法を設ける。

① 「内部通報制度」の利用促進

「内部通報制度」の意義や活用方法を周知し、当該制度や通報窓口の認知を高め、利用を促進する。

② 「コンプライアンス意識調査」の継続実施

上記①「内部通報制度」に関する認知・評価等を継続的に調査する。当該調査結

果を「企業倫理委員会」等に報告し状況を把握するとともに、必要に応じて適切に対応する。

4. 違反行為の発生もしくは発生懸念時の対処策

(1) 同業他社間での違反行為からの離脱手順の策定

同業他社との接触において、競争法違反行為となる懸念がある事象に接したとき、速やかに離脱するとともに、経緯を直ちに報告・記録し、組織として対応する手順を具体的に策定する。前記2.(4)「同業他社との接触ガイドライン」に盛り込み、容易に参照可能な状態にする。

(2) 競争法違反抵触時の有事対処方法の策定

上記(1)の内容が、違反抵触事案として緊急の対応を要する場合、直ちに所管本部に報告する等その後の処置についてあらかじめ手順を策定し、緊急時対応マニュアルに盛り込む。また、課徴金減免制度の利用等の有事対処ルールを策定する。

(3) 社内調査体制の整備

違反の発生が懸念される事態が生じた場合、速やかに詳細について調査し、状況に応じて取締役会において報告、緊急対策本部を設置するとともに、速やかに専門の弁護士の支援を受けることが可能な体制を整備する。

5. 風化・形骸化への防止策

各種再発防止策がその時間の経過とともに風化・形骸化しないために、全役職員の知識と意識の維持・定着化と、対策を継続的に管理する仕組みを策定する。

(1) 競争法遵守への定期的な振り返り

① 競争法遵守月間

特定月を「遵守月間」とし、トップメッセージの発信、競争法の研修、eラーニング、および競争法遵守マニュアルの見直し等を行う。全社的なイベントにより着実な知識と意識の維持・定着化に努める。

② 全役職員の競争法遵守への誓約

競争法をはじめとする各種法令、基本規程等の社内行動規則、マニュアル類の遵守について、違反した場合に所定の制裁を受けることに同意する旨の誓約書（コンプライアンス誓約書）を毎年全役職員に徴求し、風化防止と抑止力を補完する。

(2) 継続的な対策の検証と改善による再発根絶を管理する仕組み

再発防止のための各種施策をまとめた「競争法遵守プログラム」を、各所管部署

が当事者意識を持って自律的に取り組むとともに、企業倫理委員会が「計画・実行・
検証・見直し」による所謂PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action サイクル）
として管理・運営するとともに取締役会に報告するなど、機能を強化する。

II. 談合決別宣言

当社の全役職員は、法令の遵守を企業存立の大前提とし、併せて社会規範や企業倫理、
国際的な取り決めに厳守します。

今回制定した競争法遵守基本規程に則り、事業活動に関連する競争法関連法令を遵
守し、談合はもとよりあらゆる反競争的行為を行わないことを誓います。

以上